指定集落内建物(住宅)開発行為許可申請審査表

【 市街化調整区域内、法29条、法34条12号、条例3条5号 】

	請におい	て適用する。				制の確保を目的として作成したものであり、標準的な
			作成する際の留意事	頭の確認	忍等に	寄与するものであることから、公表(群馬県ホームペ
_	・ソエに2)開) する。 「住 所				
申	請者	住 所 氏 名	 #	請	地	
予分	定建 築	物の用途 専用住宅 ※属人性の引	銀い許可 当	該中等	学校	中学校
		の適用 自己居住用	手		料	8,600円
典事	运調 整	有・無 4条・5条	月可代	理	人	
		14 7	月保留建		先	Tel
		30条に基づく次の申請書及び添付日				
_						画法に基づく開発的可制度の手引(以下「手引」と
		「第6章 開発許可申請等手続き」等		いる刃帽	記り	5.
♥于	・分)第0章 	51(2)『開発許可申請書及び添付図書 「		≑ ⊐ ≛l:	4 =∺0	引(主なもの(その他、手引参照))
番号	適否	名				(1 (主なもの) (その他、子引参照)) (4 (記明 (平成 28 年度以降)
1		開発行為許可申請書【省令16条】				昇順に記入。2 欄は実測面積記入 (小数点以下切捨て)。
2		委任状				、登録番号記載。
3		申請理由書	•	何故申請	青に至	ったかを明瞭簡潔に記載。土地が使用貸借の場合、将
						ある旨明示。
	1					あれば、内容の修正は求めない。
4	_	土地の地図(公図の写し)【県規則6				領証明書と整合するもの。
5 6		土地の登記事項証明書【県規則6条】 開発行為の施行等の同意書【省令17				効力のあるもの。 許可であり、100%同意を原則とする。
7		□ 同意をした者の本人確認資料【県				計りであり、100%同意を原則とする。 」による場合は、同意書押印時に有効なもの。
8		□開発区域内権利者一覧表【県規則				」でよる多のでは、同意音が日本がに有効なも少。 は添付する。
9	_	水利権者の同意書				の状況を申請書「その他必要な事項」欄に記入又は別
10	_	他法令許可書等の写し関連他法令許可				関連他法令許可等一覧表」を添付すれば省略可能。
1 1		現況写真(2方向以上)				地状況を判断することが難しい場合は添付を求める。
◆手	引第6章	[1 (2) 表 1 『法第 34 条各号に関する	申請に必要な図書』	を参照 🕈	⇒ 立均	・基準適否の審査は別記による
番号	適否	名 称【関係規定】				月(主なもの(その他、手引参照)) 系る説明(平成 28 年度以降)
1 2		様式)】	系る説明書【(参考 ▲	様式の作	作成を	通じ、申請者が許可基準の適否を確認する。
13		└【本人居住の場合】 住民票又は戸	籍附票謄本 ■	当該中学	学校区	に通算して10年以上居住したことがある者の場合。
1 4		勘察先の注し名				に通算して10年以上勤務したことがある者の場合。
1 5			201-1144 T		学校区	に 近来 ひて T 0 十 8 工 新 分 じ に こ に な か る 日 * 2 % 日 。
		会】 在職証明書(第 よる証明)	勝先の代表者に	当該中学		
16		在職証明書(第 よる証明) 上【本人以外居住の場合】住民票、 帯主の戸籍附票謄本	が務先の代表者に 申請者又は本家世 ●	当該中等 当該中等 内である	学校区	に線引き前から居住している世帯である者の3親等以
16		在職証明書(第 よる証明) 「本人以外居住の場合】住民票、「	が務先の代表者に 申請者又は本家世 ●	当該中等 当該中等 内である 市町村長	学校区 る者。 を によ	に線引き前から居住している世帯である者の3親等以 る証明。(現住所地及び申請地において) 自己居住用の
1 7		在職証明書(第 よる証明) 【本人以外居住の場合】住民票、 帯主の戸籍附票謄本 申請者の無資産証明書【県条例規則な	が務先の代表者に 申請者又は本家世 ●	当該中等 当該中等 内である 市町村長	学校区 る者。 を によ	に線引き前から居住している世帯である者の3親等以
17		在職証明書(第よる証明) 【本人以外居住の場合】住民票、時帯主の戸籍附票謄本 申請者の無資産証明書【県条例規則2 予定建築物の各階平面図	が務先の代表者に 申請者又は本家世 ● 20条1号】 ●	当該中等 当該中等 内である 市町村長 土地・発	学校区 3者。 長によ 連物を	に線引き前から居住している世帯である者の3親等以 る証明。(現住所地及び申請地において) 自己居住用の 所有していないこと。
1 7 1 8 1 9		在職証明書(第よる証明) 「本人以外居住の場合】住民票、時帯主の戸籍附票謄本 申請者の無資産証明書【県条例規則 2 予定建築物の各階平面図 予定建築物の立面図	が務先の代表者に 申請者又は本家世 ● 20条1号】 ●	当該中等 対である 市町村長 土地・発	学校区 3者。 長によ 連物を	に線引き前から居住している世帯である者の3親等以 る証明。(現住所地及び申請地において) 自己居住用の
1 7 1 8 1 9	河第6章	在職証明書(第よる証明) 【本人以外居住の場合】住民票、時帯主の戸籍附票謄本 申請者の無資産証明書【県条例規則2 予定建築物の各階平面図	が務先の代表者に 申請者又は本家世 ● 20条1号】 ● ▲ ▲ 名の記載を要す。)』	当該中学 当該中学 内である 市町村長 建築物の を参照 ・・・記載	学校区 3者。 長によ 動物を つ高さ	に線引き前から居住している世帯である者の3親等以る証明。(現住所地及び申請地において)自己居住用の所有していないこと。 を土地利用計画図、平面図に明示すれば添付不要
17 18 19	引第6章	在職証明書(第よる証明) 「本人以外居住の場合】住民票、「帯主の戸籍附票謄本 申請者の無資産証明書【県条例規則 2 予定建築物の各階平面図 予定建築物の立面図 「1 (2) 表 2 「設計図(作成した者のB	が務先の代表者に 申請者又は本家世 ● 20条1号】 ● た名の記載を要す。)』	当該中学 当該中学 当該中学 市町村・夏 建築物の を参照 ・・・・簡素 縮尺 1/1	学校区 る者。 長によ 動物を の高さ 等説明 化に保 10,000	に線引き前から居住している世帯である者の3親等以る証明。(現住所地及び申請地において)自己居住用の所有していないこと。 を土地利用計画図、平面図に明示すれば添付不要 引(主なもの(その他、手引参照)) なる説明(平成28年度以降) 以上。大規模指定既存集落(申請に直接関わりの無い
17 18 19 ◆手	引第6章	在職証明書(第よる証明) 「本人以外居住の場合】住民票、「本人以外居住の場合】住民票、「帯主の戸籍附票謄本 申請者の無資産証明書【県条例規則2 予定建築物の各階平面図 予定建築物の立面図 「1 (2) 表 2 『設計図(作成した者の日本	が務先の代表者に 申請者又は本家世 ● 20条1号】 ● 氏名の記載を要す。)』	当該中学 当該中学 当該である か市町地・ 建築物の を参照 ・・・・簡素 にいた。 編案とは には、 には、 には、 には、 には、 には、 には、 には、 には、 には	学校区 5者。 長によ 連物を つ高さ 等説明 化に母 (10,000 余く)	に線引き前から居住している世帯である者の3親等以る証明。(現住所地及び申請地において)自己居住用の所有していないこと。 を土地利用計画図、平面図に明示すれば添付不要 【 (主なもの(その他、手引参照)) る説明(平成28年度以降) 以上。大規模指定既存集落(申請に直接関わりの無いを明示。
17 18 19 ◆手 番号 20	引第6章	在職証明書(第よる証明) 「本人以外居住の場合】住民票、時帯主の戸籍附票謄本 申請者の無資産証明書【県条例規則 2 予定建築物の各階平面図 予定建築物の立面図 「1 (2) 表 2 『設計図(作成した者の日本 17条】	が務先の代表者に 申請者又は本家世 ● 20条1号】 ● ★名の記載を要す。)』 ●	当該中学 当該中学 当該である 市土地・養 建築物の を参照 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	学校区 3者。 長によを つ高さ 等説明 化に保 10,000 余く) 2,500 は『◆	に線引き前から居住している世帯である者の3親等以る証明。(現住所地及び申請地において)自己居住用の所有していないこと。 を土地利用計画図、平面図に明示すれば添付不要 引(主なもの(その他、手引参照)) なる説明(平成28年度以降) 以上。大規模指定既存集落(申請に直接関わりの無い
17 18 19 ◆手 番号 20	引第6章	在職証明書(第よる証明) 「本人以外居住の場合】住民票、時帯主の戸籍附票謄本 申請者の無資産証明書【県条例規則 2 予定建築物の各階平面図 予定建築物の立面図 「1 (2) 表 2 『設計図(作成した者の日本 17条】	が務先の代表者に 申請者又は本家世 ● 20条1号】 ● ▲ た名の記載を要す。)』 ● ▲	当該中学 当該中学 当該で町十・ 建築物の を参照 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	学校区 3者。 長によを の高さ 等説(0,000 余く) (0,000 余く) は、(0,000 余く) は、(0,000 余く) は、(0,000 余く) は、(0,000 余く)	に線引き前から居住している世帯である者の3親等以る証明。(現住所地及び申請地において)自己居住用の所有していないこと。 を土地利用計画図、平面図に明示すれば添付不要 【主なもの(その他、手引参照)) (本記明(平成28年度以降) 以上。大規模指定既存集落(申請に直接関わりの無いを明示。 以上、大規模指定既存集落(県規則第19条を適用する別記(立地基準適否の審査)』において、1-2 又は1-3
17 18 19 ◆手 番号 20 21	引第6章	在職証明書(第よる証明) 「本人以外居住の場合】住民票、時まの戸籍附票謄本 申請者の無資産証明書【県条例規則2 予定建築物の各階平面図 予定建築物の立面図 【1 (2) 表2『設計図(作成した者の日本	が務先の代表者に 申請者又は本家世 ● 20条1号】 ● た名の記載を要す。)』 ■ m² ●	当該中学 当該で中学 きょう おり きょう きょう きょう きょう かった 土 建築参照 載素 1/1 は 2/2 に	学校区 5 名 名。 長による である である である では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	に線引き前から居住している世帯である者の3親等以る証明。(現住所地及び申請地において)自己居住用の所有していないこと。 を土地利用計画図、平面図に明示すれば添付不要 【主なもの(その他、手引参照)) る説明(平成28年度以降) 以上。大規模指定既存集落(申請に直接関わりの無いを明示。 以上。大規模指定既存集落(県規則第19条を適用する別記(立地基準適否の審査)』において、1-2又は1-3とを確認できる事項を含む)を明示。 又は1/2,500以上。開発区域区域図との兼用が可能。
17 18 19 ◆季 番号 20 21 22 23	引第6章	在職証明書(第よる証明) 「本人以外居住の場合】住民票、時帯主の戸籍附票謄本 申請者の無資産証明書【県条例規則 2 予定建築物の各階平面図 予定建築物の立面図 「1 (2) 表2『設計図(作成した者の日名 称【関係規定】 開発区域位置図【省令17条】 開発区域区域図【省令17条】 現況図【省令16条】 求積図 面積	が務先の代表者に 申請者又は本家世 ● 20条1号】 ● た名の記載を要す。)』 ■ m [*] ●	当該中学 当該で町地・建築参照 載素 1/3 は 1/2 に 1/5	学校区 3者。 長によを つ高 等説 (6) (0) (0) (2) (300 (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	に線引き前から居住している世帯である者の3親等以る証明。(現住所地及び申請地において)自己居住用の所有していないこと。 を土地利用計画図、平面図に明示すれば添付不要 (主なもの(その他、手引参照)) (本説明(平成28年度以降) 以上。大規模指定既存集落(申請に直接関わりの無いを明示。 以上、大規模指定既存集落(県規則第19条を適用する別記(立地基準適否の審査)』において、1-2 又は1-3とを確認できる事項を含む)を明示。 又は1/2,500以上。開発区域区域図との兼用が可能。上ては、求積方法及び算出結果の記載による簡略化が可
1 7 7 1 8 1 9 ◆ 手 番号 2 0 2 1 2 2 3 2 4	引第6章	て	が務先の代表者に 申請者又は本家世 ● 20条1号】 ● ▲ 私の記載を要す。)』 ● ▲ M ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●	当該で町は、	学校区 3者。 表にあを の高 等説(10,000 会く),500 よいますることは 1,000 以いますることは 1,000 にはない でいることが 1,000 にはない にはな にはない にはない にはない にはない にはない にはない にはない にはない にはない	に線引き前から居住している世帯である者の3親等以る証明。(現住所地及び申請地において)自己居住用の所有していないこと。 を土地利用計画図、平面図に明示すれば添付不要 【主なもの(その他、手引参照)) (本記明(平成28年度以降) 以上。大規模指定既存集落(申請に直接関わりの無いを明示。 以上、大規模指定既存集落(県規則第19条を適用する別記(立地基準適否の審査)』において、1-2 又は1-3とを確認できる事項を含む)を明示。 又は1/2,500以上。開発区域区域図との兼用が可能。上ては、求積方法及び算出結果の記載による簡略化が可は1/1,000以上
1 7 7 1 8 1 9 ◆手 番号 2 0 2 1 2 2 3 2 3 4 2 5 5	引第6章	て	が務先の代表者に 申請者又は本家世 ● 20条1号】 ● ▲ 私の記載を要す。)』 ● ▲ 本の記載を要す。)』 ● ■ ● ■ ● ■ ● ■ ● ■ ● ■ ● ■ ● ■ ● ■	当該で町地・築参照載素//18///1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/	学校区 3者。 表表にあを 高さ 等化に 10,000 余く,500 よけることはい 5000 又	に線引き前から居住している世帯である者の3親等以る証明。(現住所地及び申請地において)自己居住用の所有していないこと。 を土地利用計画図、平面図に明示すれば添付不要 【主なもの(その他、手引参照)) (本記) (本記) (本記) (本記) (本記) (本記) (本記) (本記)
1 7 7 1 8 1 9 ◆ 手 番号 2 0 2 1 2 2 3 2 4	引第6章	て	が務先の代表者に 申請者又は本家世	当該で町地・築参照載素/に縮縮許能縮縮縮縮に地・総本・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	学校区 3者。 まき 高 第化に 10,000 (0余く)00 11,000 以 11,000 以 10,000 11,000	に線引き前から居住している世帯である者の3親等以る証明。(現住所地及び申請地において)自己居住用の所有していないこと。 を土地利用計画図、平面図に明示すれば添付不要 【主なもの(その他、手引参照)) (本記) (本記) (本記) (本記) (本記) (本記) (本記) (本記)

28		└排水施設構造図	●縮	₹ 1/50	以上
					おいては、技術基準への適合について文言記載による図
					が可能。 ^{※1}
29		がけの断面図【省令16条】	0 11111	₹ 1/50	<u> </u>
3 0		擁壁の断面図【省令16条】	• max	₹ 1/50	
3 1		□ 構造計算書 □ □ □ ■ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □			おいては、技術基準への適合について文言記載による計 化が可能。**1
3 2		その他、知事が必要と認める図書【県規則6条】			以外で、法 33 条、34 条の各規定に適合することを確認 必要なもの。
		は基準適否の審査)→法 34 条 12 号(条例 3 条 5 号)に	適合す	ること	の審査事項
		のすべてに該当すること。 (練引き:昭和・平成 年	月	B)
番号	適否		查	事	項
1	申地は	に、次の1~3の <u>いずれか</u> に該当すること。			
		大規模指定既存集落内			
-1					
-1 -2			含む半	圣 100n	n の円の区域内におおむね 30 以上の建築物の敷地が存す
		【周辺区域 ア 】当該大規模指定既存集落と申請地を 区域			n の円の区域内におおむね30以上の建築物の敷地が存す n. 長辺300mの矩形の区域内におおむね30以上の建築物
-2	申請者	【周辺区域 ア 】当該大規模指定既存集落と申請地を 区域 【周辺区域 イ 】当該大規模指定既存集落と申請地を			
-2 -3	申請者	【周辺区域 ア 】当該大規模指定既存集落と申請地を 区域 【周辺区域 イ 】当該大規模指定既存集落と申請地を 敷地が存する区域	:含む短	辺100m	ı、長辺 300m の矩形の区域内におおむね 30 以上の建築物
-2 -3 2 -1 -2	申請者	【周辺区域 ア 】当該大規模指定既存集落と申請地を 区域 【周辺区域 イ 】当該大規模指定既存集落と申請地を 敷地が存する区域 ば、次の1·2のいずれかに該当すること。	:含む短	辺 100m 及び通	n. 長辺 300m の矩形の区域内におおむね 30 以上の建築物 勤した期間が通算 10 年以上ある者
-2 -3 2 -1	申請者	【周辺区域 ア 】当該大規模指定既存集落と申請地を 区域 【周辺区域 イ 】当該大規模指定既存集落と申請地を 敷地が存する区域 は、次の1・2のいずれかに該当すること。 当該大規模指定既存集落が存する中学校区内に居住し 当該大規模指定既存集落が存する中学校区内に線引き 予定建築物は、申請者の自己居住用の専用住宅である	:含む短 ,た期間 :前から らこと。	辺 100m 及び通 居住し	n. 長辺 300m の矩形の区域内におおむね 30 以上の建築物 勤した期間が通算 10 年以上ある者
-2 -3 2 -1 -2 3 4		【周辺区域 ア】当該大規模指定既存集落と申請地を 区域 【周辺区域 イ】当該大規模指定既存集落と申請地を 敷地が存する区域 fは、次の1・2のいずれかに該当すること。 当該大規模指定既存集落が存する中学校区内に居住し 当該大規模指定既存集落が存する中学校区内に線引き 予定建築物は、申請者の自己居住用の専用住宅である 申請地の面積は、原則として150 m以上500 m以下7	:含む短 ,た期間 :前から らこと。	辺 100m 及び通 居住し	n. 長辺 300m の矩形の区域内におおむね 30 以上の建築物 勤した期間が通算 10 年以上ある者
-2 -3 2 -1 -2 3 4 5		【周辺区域 ア】当該大規模指定既存集落と申請地を 区域 【周辺区域 イ】当該大規模指定既存集落と申請地を 敷地が存する区域 だは、次の1・2のいずれかに該当すること。 当該大規模指定既存集落が存する中学校区内に居住し 当該大規模指定既存集落が存する中学校区内に線引き 予定建築物は、申請者の自己居住用の専用住宅である 申請地の面積は、原則として150 m以上500 m以下で・2のすべてに該当すること。	・含む短 ・ ・ と前から らこと。 ごあるこ	辺100m 及び通 居住し と。	n. 長辺 300m の矩形の区域内におおむね 30 以上の建築物 勤した期間が通算 10 年以上ある者
-2 -3 2 -1 -2 3 4 5 -1		【周辺区域 ア】当該大規模指定既存集落と申請地を 区域 【周辺区域 イ】当該大規模指定既存集落と申請地を 敷地が存する区域 だは、次の1・2のいずれかに該当すること。 当該大規模指定既存集落が存する中学校区内に居住し 当該大規模指定既存集落が存する中学校区内に居住し 当該大規模指定既存集落が存する中学校区内に線引き 予定建築物は、申請者の自己居住用の専用住宅である 申請地の面積は、原則として150 m以上500 m以下で ・2の <u>すべて</u> に該当すること。 申請者は自己の居住用の土地、建築物を所有している	・含む短 ・ ・ と前から らこと。 ごあるこ	辺100m 及び通 居住し と。	n. 長辺 300m の矩形の区域内におおむね 30 以上の建築物 勤した期間が通算 10 年以上ある者
-2 -3 2 -1 -2 3 4 5		【周辺区域 ア】当該大規模指定既存集落と申請地を 区域 【周辺区域 イ】当該大規模指定既存集落と申請地を 敷地が存する区域 だは、次の1・2のいずれかに該当すること。 当該大規模指定既存集落が存する中学校区内に居住し 当該大規模指定既存集落が存する中学校区内に線引き 予定建築物は、申請者の自己居住用の専用住宅である 申請地の面積は、原則として150 m以上500 m以下で・2のすべてに該当すること。	・含む短 ・ ・ と前から らこと。 ごあるこ	辺100m 及び通 居住し と。	n. 長辺 300m の矩形の区域内におおむね 30 以上の建築物 勤した期間が通算 10 年以上ある者
-2 -3 2 -1 -2 3 4 5 -1	次の1	【周辺区域 ア】当該大規模指定既存集落と申請地を 区域 【周辺区域 イ】当該大規模指定既存集落と申請地を 敷地が存する区域 だは、次の1・2のいずれかに該当すること。 当該大規模指定既存集落が存する中学校区内に居住し 当該大規模指定既存集落が存する中学校区内に居住し 当該大規模指定既存集落が存する中学校区内に線引き 予定建築物は、申請者の自己居住用の専用住宅である 申請地の面積は、原則として150 m以上500 m以下で ・2の <u>すべて</u> に該当すること。 申請者は自己の居住用の土地、建築物を所有している	・含む短 ・ ・ と前から らこと。 ごあるこ	辺100m 及び通 居住し と。	n. 長辺 300m の矩形の区域内におおむね 30 以上の建築物 勤した期間が通算 10 年以上ある者
-2 -3 2 -1 -2 3 4 5 -1 -2	次の1	【周辺区域 ア】当該大規模指定既存集落と申請地を 区域 【周辺区域 イ】当該大規模指定既存集落と申請地を 敷地が存する区域 fは、次の1·2のいずれかに該当すること。 当該大規模指定既存集落が存する中学校区内に居住し 当該大規模指定既存集落が存する中学校区内に線引き 予定建築物は、申請者の自己居住用の専用住宅である 申請地の面積は、原則として150 m以上500 m以下で・2のすべてに該当すること。 申請者は自己の居住用の土地、建築物を所有していた 申請地から通勤可能であること。	た期間 (前から) ること。 (ぶあるこ	型 100m 及び通 居住し と。	1、長辺 300m の矩形の区域内におおむね 30 以上の建築物 勤した期間が通算 10 年以上ある者 ている世帯である者の 3 親等以内である者。
-2 -3 2 -1 -2 3 4 5 -1 -2	次の1	【周辺区域 ア】当該大規模指定既存集落と申請地を 区域 【周辺区域 イ】当該大規模指定既存集落と申請地を 敷地が存する区域 fは、次の1·2のいずれかに該当すること。 当該大規模指定既存集落が存する中学校区内に居住し 当該大規模指定既存集落が存する中学校区内に線引き 予定建築物は、申請者の自己居住用の専用住宅である 申請地の面積は、原則として150 m以上500 m以下で・2のすべてに該当すること。 申請者は自己の居住用の土地、建築物を所有していた 申請地から通勤可能であること。	・含む短う ・	及び通 居住 し と。	1、長辺 300m の矩形の区域内におおむね 30 以上の建築物 勤した期間が通算 10 年以上ある者 ている世帯である者の 3 親等以内である者。 前・太 土木事務所
-2 -3 2 -1 -2 3 4 5 -1 -2 特	次の1	【周辺区域 ア】当該大規模指定既存集落と申請地を 区域 【周辺区域 イ】当該大規模指定既存集落と申請地を 敷地が存する区域 fは、次の1·2のいずれかに該当すること。 当該大規模指定既存集落が存する中学校区内に居住し 当該大規模指定既存集落が存する中学校区内に線引き 予定建築物は、申請者の自己居住用の専用住宅である 申請地の面積は、原則として150 m以上500 m以下で・2のすべてに該当すること。 申請者は自己の居住用の土地、建築物を所有していた 申請地から通勤可能であること。	た期間 (前から) ること。 (ぶあるこ	及び通 居住し と。	1. 長辺 300m の矩形の区域内におおむね 30 以上の建築物 勤した期間が通算 10 年以上ある者 でいる世帯である者の 3 親等以内である者。 前・太 土木事務所 令和 年 月 日第

※1:簡略化した場合は、①許可条件として完了時までに当該図書の提出が必要であること。②許可時と内容が変わる場合は、 変更許可が必要であること。③技術基準に抵触する場合は、許可を取り消す場合があることを申請者(代理人)に周知する。